

＜太陽石油販売株式会社セルフ愛宕給油所発行の磁気型プリペイドカード＞

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

払戻し実施のお知らせ

平素は太陽石油販売株式会社をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

永年ご愛顧いただきました当社セルフ愛宕給油所発行のプリペイドカード利用廃止に伴い、

「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき下記の通り払戻しをいたします。

記

払戻しの対象

太陽石油販売株式会社セルフ愛宕給油所において
発行した磁気型プリペイドカード
(磁気型プリペイドカードのデザインは右のとおり)



申出期間

令和2年3月17日（火）から令和2年6月14日（日）まで

受付方法

ご住所、お名前、お電話番号を明記したメモ（※個人情報の取り扱いについて、本件以外に使用しません。）を同封の上払戻しの対象となるプリペイドカード現物を下記お問合せ先へ簡易書留郵便で郵送下さい（当日消印有効）。ご負担頂いた郵送代金を加えた金額を現金書留にてお送り致します。

※申出期間内に申出がない場合、当該払戻しの手続きから除斥されますので
ご注意願います。

お問い合わせ先

太陽石油販売株式会社 関東支店

〒242-0006 神奈川県大和市南林間5-12-1

電話番号046-273-2011 または、

太陽石油販売株式会社 本社

〒791-8036 愛媛県松山市高岡町74-1

電話番号089-974-5760

（受付時間 祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時）

令和2年3月17日（火）

太陽石油販売株式会社